

監 第 2320 号 の 2
令 和 3 年 10 月 4 日

部 内 課 長 様
地域振興局土木部関係部（所）長 様
流域下水道事務所長 様

監 理 課 長

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における
工事及び業務の対応について（通知）**

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり通知がありました。

当部発注工事及び業務における対応については、令和3年5月10日付け監第401号の2で定めたところですが、引き続き同通知の内容を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。特に、同通知の記の1後段については、現在、県独自の警報発令中であり、他の都道府県との往来を慎重にするよう呼びかけられていることに留意してください。

また、市町村に対しては別紙1のとおり、関係団体に対しては別紙2のとおり周知したのでお知らせします。

担当： 監理課建設業室 佐藤 025-280-5386（内線3199）
--